定　　款

九 州 旅 客 鉄 道 株 式 会 社

九 州 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 定 款

1987年３月18日　認　　可
1989年３月８日　変更認可
1990年６月26日　変更認可
1993年６月24日　変更認可
1994年６月24日　変更認可
2002年６月21日　変更認可
2003年６月20日　変更認可
2005年６月21日　変更認可
2006年６月21日　変更認可
2009年６月23日　変更認可
2012年６月20日　変更認可
2013年６月19日　変更認可
2015年６月19日　変更認可
2016年６月21日　変　　更
2016年７月29日　取締役会決議
2018年６月22日　変　　更
2022年６月23日　変　　更

第１章　総　則

（商号）
第１条　当会社は、九州旅客鉄道株式会社と称する。
２　前項の商号は、英文では Kyushu Railway Company とする。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）　旅客鉄道事業
（２）　貨物鉄道事業
（３）　海上運送事業
（４）　旅客自動車運送事業
（５）　旅行業
（６）　倉庫業
（７）　駐車場業
（８）　広告業
（９）　金融業
(10)　情報処理及び情報提供サービス業
(11)　損害保険代理業その他の保険媒介代理業
(12)　通信販売業
(13)　自動車販売及び整備業
(14)　旅行用品、飲食料品、酒類、医薬品、化粧品、日用品雑貨等の小売業
(15)　旅館業及び飲食店業
(16)　一般土木・建築の設計、工事監理及び工事業
(17)　設備工事業
(18)　動産の賃貸業及びクリーニング、写真現像等の取次業
(19)　不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業
(20)　輸送用機械器具製造業
(21)　精密機械器具及び一般産業用機械器具製造業
(22)　民間学童保育事業

(23) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
(24) 遊園地、体育施設、文化施設等の経営
(25) 農産物の生産、加工及び販売
(26) 発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
２　当会社は、前項各号の事業に附帯又は関連する一切の事業その他前項の目的を達成するために必要な事業を営むことができる。

（本店所在地）
第３条　当会社は、本店を福岡市に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）　取締役会
（２）　監査等委員会
（３）　会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、 6億4,000万株とする。

（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（４）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）
第９条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

（自己の株式の取得）
第10条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）
第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予

約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）
第12条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（株主総会の招集）
第13条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に、臨時株主総会は、必要があるときに随時、取締役会決議に基づきこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集権者及び議長）
第15条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第17条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会の議事録）
第19条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第20条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。
２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任方法）
第21条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第22条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、そのほか取締役会長を１名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
３　取締役社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。
４　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。

（取締役会の招集権者及び議長）
第24条　取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。
２　取締役会長に欠員又は事故があるときは取締役社長が、取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）
第26条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の省略）
第27条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき取締役（その事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）
第28条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）
第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（相談役及び顧問）
第30条　当会社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。
２　相談役は当会社の業務一般について、顧問は特定の業務について、社長の諮問に応ずるものとする。

（業務執行取締役でない取締役との責任限定契約）
第31条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、業務執行取締役でない取締役との間に、会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第５章　監査等委員会

（常勤監査等委員）
第 32 条　監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）
第 33 条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規則）
第34条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任方法）
第35条　会計監査人は株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）
第36条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第７章　計　算

（事業年度）
第37条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第38条　当会社の期末配当の基準日は毎年３月31日とする。
２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第39条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第40条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２　未払いの配当金には、前項の期間内であっても、利息は付さない。